

霧島市長寿祝金支給条例の一部改正について

霧島市長寿祝金支給条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例

霧島市長寿祝金支給条例（平成18年霧島市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条及び第3条第3号中「100歳以上」を「100歳」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

長寿祝金の対象者を変更するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。